

ID: 1120

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市人にやさしいまちづくり条例 第37条第2項		
例 規 番 号	平成19年条例第68号		
【根拠条文】 (開発事業の廃止) 第 37 条 開発事業者は、当該開発事業を廃止する場合は、規則で定めるところにより、直ちに開発事業廃止届を市長に提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。 2 市長は、前項に規定する届があった場合、その届に係る開発事業について、必要な指導を開発事業者に対して行うとともに、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための措置を講じるよう命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日